

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第7回農業委員会総会議事録

令和3年1月28日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	13	田村通啓	委員
	15	堀北勝美	委員

第 7 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 3 年 1 月 28 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会次長 高橋 美幸

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
4	田中 裕二	12	青野 英一郎
5	山前 満	13	田村 通啓
6		14	
7	川村 良則	15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
6	中谷 由広		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案	案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案	案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案	案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積 計画の決定について
議案	案第 4 号	現況証明願について
報告事項	第 1 号	現況証明の専決について
報告事項	第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告事項	第 3 号	農業委員会法改正 5 年後調査報告について

事務局 長	只今から、7回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、15名中14名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、13番 田村委員さん、15番 堀北委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 況証明の専決について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第1号現況証明の専決について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、農地法関係事務処理要領第9の4の(4)のエに基づき専決したことを報告します。 番号1 土地の所在が富丘278番4、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で雑種地、合計面積1.18㎡、所有者●●●●さん、願出人 富丘 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で、農用地区域外で令和2年8月14日に関係農業委員さんと現地確認済みです。また、●●●●さんが転出するため登記を急いでいるとのことで証明書を委員会前に交付しました。 函面で説明いたしますと、(9ページ)です。 申請地につきましては、富丘9線の●●●●さんの住宅周辺の土地となります。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます
事 務 局	報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が富武士147番1、現況地目が畑で合計面積27,932㎡、契約期間は平成20年5月27日から平成30年5月26日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和2年12月7日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん、解約後は賃貸借です。以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第2号は原案どおり承認いたします。 報告事項第3号農業委員会法改正5年後調査の報告について このことについて、事務局の説明を求めます
事 務 局	報告事項第3号農業委員会法改正5年後調査の報告について 一般社団法人全国農業会議所による標記の調査について下記のとおり回答したことを報告します。

		<p>前回の委員会にて回答していただきました調査内容を別紙回答用紙のとおり報告しました。以上です。</p>
議 長		<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員		<p>——異議なし——</p>
各 委 員	長	<p>報告事項第3号は原案どおり承認いたします。 次に、議案の審議に入ります。 案議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、これが可否につき審議願います。 番号1 土地の所在が啓生168番1外23筆、現況地目が畑で合計面積217,586㎡、貸主が●●●●さん、借主が●●●●さん、農業従事者が4名中4名、経営状況は乳牛40頭、育成牛80頭、トラクター7台、トラック2台、ショベル1台、経営面積は、畑が708,378㎡で使用貸借の30年となっております。今回の契約は、●●●●さん所有の農地の一部を経営移譲する契約です。この案件につきましては、1月20日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1ページと2ページ)です。 申請地につきましては、1ページが啓生45号、中園・啓生10線道路の●●●●さんの住宅周辺の土地で2ページが中園・啓生10線道路沿いの若佐小学校の南側の土地となります。以上です。</p>
議 長		<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員		<p>——異議なし——</p>
各 委 員	長	<p>議案第1号は原案どおり決定いたします。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定に基づき、下記の者より農地等転用の許可申請があったので、これが可否につき審議願います。 番号1 土地の所在が浜佐呂間6番1の内、地目は現況畑、合計面積4,589㎡、国道、宅地、河川等に囲まれた10ha未満の小集団の土地で、2種農地となります。 譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●●●●●●●、申請理由が太陽光発電設備建設、農用地区域外の土地で、売買です。 申請地は平成7年3月3日に5条転用許可を受け、違反転用により知事より令和2年9月30日取消しの処分書を発行されました。また、今回の申請はこの土地の一部で現在まだ分筆がされておきませんので、条件付きの許可となります。 この案件につきましては、1月20日、関係農業委員さんと書類審査及び現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(3ページと4ページ)です。</p>

	<p>申請地は、国道 238 号線沿いの●●●●●●前の土地です。4 ページが配置図です。以上です。</p>
<p>議 長 堀 北 委 員 事 務 局</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 条件付きとはどういうものですか。 この場合、分筆されていないので、分筆後に太陽光発電設備を建設するという申請どおりでなければ許可を取り消すというものです。</p>
<p>議 長 各 委 員 議 長</p>	<p>ほかに質問はありませんか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。 番号 1. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉の ●●●●●さん。土地の所在が仁倉 882 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 63,951 m²、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。 設定期間は令和 3 年 1 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 260,000 円、10 ㎡当たり 4,100 円です。●●●●●さんの規模縮小による新規のあっせんです。 あっせん会につきましては、令和 2 年 12 月 1 日から 2 回実施しています。 図面で説明いたしますと（5 ページ）です。 申請地は、仁倉 9 線と仁倉 12 号の●●●●●さんの住宅近傍の土地となります。 番号 2. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●●さん、利用権の設定等をする者が、札幌市 ●●●●●さん。土地の所在が仁倉 351 番 1 外 1 筆、地目は現況畑で合計面積 56,395 m²、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 1 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 237,000 円、10 ㎡当たり 4,200 円で前回は 4,500 円です。 あっせん会につきましては、令和 2 年 12 月 10 日から 1 回実施しています。 図面で説明いたしますと（6 ページ）です。 申請地は仁倉北 10 線と仁倉 7 号に隣接する土地で、●●●●●さんの住宅付近の土地となります。 番号 3. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が、東の●●●●●さん。 土地の所在が富武士 147 番 1、現況地目畑が合計面積 27,932 m²、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。 設定期間は令和 3 年 1 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 55,864 円、10 ㎡当たり 2,000 円で前回は 2,000 円です。 あっせん会につきましては、令和 2 年 12 月 28 日から 1 回実施しています。 図面で説明いたしますと（7 ページ）です。 申請地は、若里富武士湖岸道路、富武士 2 号に隣接する土地となります。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員 長</p> <p>議 員 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 なければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第3号は原案どおり決定いたします。 議案第4号現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第4号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、これが可否につき審議願います。 番号1. 土地の所在が浜佐呂間6番16、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、合計面積422㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 浜佐呂間 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(8ページ)です。 申請地は、国道238号線沿いの●●●●●●●●の土地となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>各 委 員 長</p> <p>議 員 長</p> <p>各 委 員 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 なければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第4号は原案どおり決定いたします。 その他 各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません——— なければ第7回農業委員会総会を終ります。</p>